

産業廃棄物収集運搬業許可証

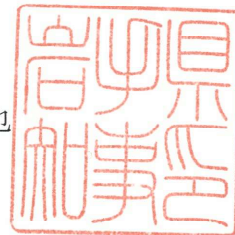


住所 東京都港区六本木七丁目15番14号

氏名 株式会社山一商事 代表取締役 松本 大輔
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 5年 5月 2日

許可の有効年月日 令和12年 5月 1日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

・燃え殻

・汚泥

・廃油

・廃酸

・廃アルカリ

・廃プラスチック類

・紙くず

・木くず

・繊維くず

・動植物性残さ

・ゴムくず

・金属くず

・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)

及び陶磁器くず

・鉱さい

・がれき類

・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成23年 5月 2日 当初許可

平成24年 8月 6日 変更届出書受理 (代表者を館重則から変更したこと。)

平成28年 5月 2日 更新許可 (優良認定)

平成28年 8月 3日 変更届出書受理 (本店所在地を東京都練馬区関町南二丁目2番4号 (以下、裏面記載))

この許可証写しは、インターネット上での
情報公開を目的として掲載したものです。
上記以外の目的の為に複製を禁じます。
株式会社 山一商事

から変更したこと。)
平成31年 2月 5日 書換申出書受理 (産業廃棄物の種類について、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨追記したこと。)
平成31年 2月20日 変更届出書受理 (代表者を小野寺勇から変更したこと。)
令和 5年 5月 2日 更新許可 (優良認定)
以下余白

4. 積替え許可 (盛岡市の許可) の有無 無
以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白